

郡山市木造住宅耐震改修証明事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）第41条の19の2第3項の規定及び地方税法施行規則（昭和29年5月13日総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づき、既存の木造住宅が現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったことを証する証明書の発行事務に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現行の耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）をいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震基準に適合するよう補強又は改修する工事をいう。
- (3) 耐震改修費用 住宅耐震改修に要した費用をいう。ただし、住宅耐震改修と直接関係がない部分の改修等に要した費用は含まないものとする。

2 耐震改修工事が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、前項第1号に該当するものとみなす。

(証明対象住宅)

第3条 証明の対象となる既存の木造住宅は、別表第1に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める要件に該当するものとする。

(証明の申請)

第4条 証明申請をしようとする者は、租税特別措置法第41条の19の2第3項の規定に基づく証明にあつては、住宅耐震改修証明申請書（第1号様式）を、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明にあつては、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書（第2号様式）を、別表第2に掲げる証明の種類ごとにそれぞれ同表に定める図書を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出にあつては、正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

3 郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱に係る補助金等確定通知書の写しを添付した場合は、別表第2の(1)から(11)までに定める図書の添付は要しないものとする。

4 住宅耐震改修証明申請と地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請を併せて行う場合は、住宅耐震改修証明申請書及び添付図書に、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書を添えて提出することができる。

(証明の発行)

第5条 市長は、住宅耐震改修証明申請書又は地方税法施行規則附則第7条第6項に基づく証明申請書を受理し、前条の提出書類により別表第1に掲げる要件に適合することが確認できたと

きは、当該申請者に住宅耐震改修証明書（第1号様式）又は地方税法施行規則第7条第6項の規定に基づく証明書（第2号様式）を発行するものとする。

（証明手数料）

第6条 証明書発行に伴う手数料は、郡山市手数料条例（平成11年12月21日郡山市条例第46号）別表第3第7号によるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

<p>租税特別措置法に基づく証明書の発行対象となる住宅</p>	<p>(1) 証明の対象となる既存住宅が郡山市内にあること。 (2) 証明を受けようとする者が自ら居住の用に供するものであること。 （居住の用に供する家屋を二以上有する場合は、主として居住の用に供すると認められる一の家屋に限る。） (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、現行の耐震基準に適合しないものであること。 (4) 租税特別措置法第41条の19の2第1項で定められた期間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたものであること。</p>
<p>地方税法施行規則に基づく証明書の発行対象となる住宅</p>	<p>(1) 証明の対象となる既存住宅が郡山市内にあること。 (2) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。 (3) 地方税法附則第15条の9第1項で定められた期間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたものであること。 (4) 1戸あたりの住宅耐震改修費用の額が30万円以上であったものであること。</p>

別表第2（第4条関係）

	租税特別措置法に基づく証明	地方税法施行規則に基づく証明	備 考
(1)	付近見取図	同左	
(2)	住民票その他申請者の住所が分かるものの写し	—	
(3)	登記（建物）事項証明書その他住宅の所在地及び所有者の分かるものの写し	同左	
(4)	建築確認済証その他建築着工時期が分かるものの写し	登記（建物）事項証明書その他建物の建築された時期が分かる	

		ものの写し	
(5)	耐震改修工事前の平面図、耐震診断書の写し	—	建築士が作成したものに限る。
(6)	住宅耐震改修完了届（第3号様式）	住宅耐震改修完了届（第4号様式）	
(7)	耐震改修工事に関する契約書 その他工事の時期が分かるものの写し	同左	
(8)	住宅耐震改修完了届に記載した建築士の免許及び事務所登録証の写し	同左	
(9)	耐震改修工事後の平面図、補強計画図及び耐震診断書又は住宅性能評価書の写し	同左	建築士が作成したものに限る（住宅性能評価書は登録住宅性能評価機関の発行したもの）。
(10)	耐震改修工事の写真	同左	各工事箇所について、改修前、改修中、改修後の状況が分かるもの。
(11)	住宅耐震改修費用の領収書 その他住宅耐震改修費用の額が確認できるもの	同左	耐震を目的としない改修（キッチンの改修、壁紙の張替え等）や増築等の費用は除く。
(12)	その他市長が必要と認める書類	同左	

住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所
電話
氏名
家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること		
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に要した費用の額		円
	(ロ) 補助金等の交付の有無		有 無
	「有」の場合	補助金等の額	円
	(ハ) (イ) から (ロ) を差し引いた金額		円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	(ホ) (ハ) 又は (ニ) の金額のうちいずれか少ない金額		円

住宅耐震改修証明書

証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

郡山市長

第2号様式（第4条、第5条関係）

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書

申請者 住所
電話
氏名

住宅の所在地

上記住宅に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第25項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書

証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

郡山市長

第3号様式

住宅耐震改修工事完了届

このたびの申請の内容は、租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号。）第41条の19の2の規定に基づく証明の要件を満たすものであり、確かに現行の耐震基準を満たす耐震改修工事が完了したことを届出します。

年 月 日

郡山市長

申請者	住所
	氏名
耐震改修工事後に診断を行った建築士	()建築士 ()登録 第 号
	氏名
耐震改修工事監理者	()建築士 ()登録 第 号
	氏名

第4号様式

住宅耐震改修工事完了届

このたびの申請の内容は、地方税法施行規則（昭和29年5月13日総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明の要件を満たすものであり、確かに現行の耐震基準を満たす耐震改修工事が完了したことを届出します。

年 月 日

郡山市長

申請者	住所
	氏名
耐震改修工事後に診断を行った建築士	()建築士 ()登録 第 号
	氏名
耐震改修工事監理者	()建築士 ()登録 第 号
	氏名